証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、2007年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、異議申立による手続きを実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 プロフェッショナル・ステージ (以下、当ファンドといいます。)

【繰上償還の理由】

「プロフェッショナル・ステージ」につきましては、主として投資対象とする投資信託証券である「日興AMグローバル・マルチ・アセット・ファンド クラスP」において、純資産総額の減少により効率的な運用を行なうことが困難となっていることから、当該投資対象ファンドを繰上償還とする方針が示されました。

また、当ファンドの信託約款第39条第8項において「純資産総額が30億円を下回ることとなった場合には、異議申立の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めておりますが、当ファンドの純資産総額は2015年8月に30億円を下回る状態となり、2019年9月末現在の純資産総額は約17億円となっております。

こうした状況から、当ファンドは本来の商品性を維持して「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難であると考え、弊社では、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

【異議申立に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する異議申立の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎異議申立手続きの対象受益者の確定基準日
②対象受益者からの異議申立受付期限
②19年12月16日(月)
③当局届出日
②2019年12月24日(火)
③異議申立者による買取請求開始
②2019年12月25日(水)
③異議申立者による買取請求終了
②2020年1月14日(火)
⑥信託終了日(予定)
②位還金支払開始日(予定)
※2020年1月30日(木)
※2020年1月31日(金)

【異議申立の判定】

当ファンドについて、期間中(2019年11月15日から2019年12月16日まで)にご異議を申し出られた 受益者が保有する2019年11月15日現在の受益権口数の合計が、2019年11月15日現在における受益権総 口数の2分の1を超えない場合は、2019年12月24日に繰上償還の届出を行ない、2020年1月30日をも って繰上償還させていただきます。

また、ご異議を申し出られた受益者が保有する2019年11月15日現在の受益権口数の合計が、2019年11月15日現在における受益権総口数の2分の1を超えた場合、当ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2019年11月15日 東京都港区赤坂九丁目7番1号 日興アセットマネジメント株式会社